

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊島区の人口構造

豊島区の人口は平成 27 年に、昭和 55 年以来 35 年ぶりに 28 万人を突破し、その後も増加を続けている。しかし昭和 55 年の人口構造と比較すると、年少人口が昭和 55 年の半数となっている一方、高齢者人口が 2 倍以上となっていることが特徴的である。

具体的な年齢構造は、60 歳～64 歳と、男性は 30 歳～34 歳、女性は 25 歳～29 歳を頂点とする構造となっており、19 歳以下の人口が少なくなっている。(平成 24 年から平成 27 年の住民基本台帳のデータより)

また、豊島区の人口動態をみると、社会動態(転入－転出)がプラス、自然動態(出生－死亡)がマイナスの状況が続いており、転入によって人口増が支えられていることがわかる。

豊島区の産業構造

豊島区の平成 26 年の事業所業種別では「卸売・小売」が最も多く、「宿泊・飲食サービス」とつづく。これらの業種は区全体事業所の約 40%を占めることから、池袋副都心を抱える豊島区では来街者向けの産業が多くなっているといえる。

また、近年区内工業における事業所数が減少の一途をたどっており、製造業の事業所数は「印刷・同関連業」が最も多く、「パルプ・紙・紙加工品製造業」「業務用機器具製造業」及び「繊維工業」とつづく。

中でも「印刷・同関連業」は突出して多く、製造事業所数の約 4 割を占め、区内製造業における地場産業となっている。

豊島区の中小企業者の実態

平成 23 年度に実施した「豊島区内雇用・経営状況実施調査」によると、3 年前と比較した売上高及び経常利益では「減少」が約半数を占め、厳しい経営環境となっている。

「事業上の課題」としては「売上高の停滞・減少」が最多であり、事業者の約6割が回答している。「今後の経営方針」としては事業者の約半数が「販路拡大」と回答している。

一方、販路拡大のための「宣伝・広報における悩み」では事業者の約半数が「費用がかけられない」と回答している。

豊島区の課題

豊島区では中小企業者の上記の課題を解決するため、平成22年度に中小企業・小規模事業者の相談所「としまビジネスサポートセンター」（としまビジサポ）を開設した。

としまビジサポは地元金融機関や関係団体の協力を得て、経験豊富な様々な専門相談員がワンストップで個別に対応する官民連携の支援機関であり、ビジネスコーディネーターによる「販路拡大サポート」や「見本市等出展支援事業補助金」「ホームページ作成支援補助金」、低利な融資あっせんなど各種支援策を提供している。

としまビジサポでの相談件数は開設以来増加の一途をたどっているが、平成24年度「区内産業及び商店街実態調査」によると、事業者が「経営に関する相談」を行う先は「税理士」が約半数と最多であり、「自治体」と回答した事業者は3%にとどまっている。このことから、豊島区では様々な産業支援策を実施しているが、まだまだこれらの支援策が事業者に届いていない現状がわかる。

このことより、としまビジサポの更なる周知と、事業者の生産性の向上が不可欠となっている。

（2）目標

事業者に対して区が実施している産業支援策の情報発信強化を図る他、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に100件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

豊島区の産業は卸売・小売・サービス業・製造業等多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

豊島区の産業は駅周辺のみならず住宅エリアなど広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は豊島区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

豊島区の産業は卸売・小売・サービス業・製造業等多岐にわたり、多様な業種が豊島区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取り組み事業は設備更新や日常業務体制の見直しなど様々である。したがって本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇

用の安定に配慮する。

- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。